

## 改正の概要

### 1. 主な改訂内容について

#### 1 準天頂衛星に対応

準則では各種測量にGPS衛星（米国）とGLONASS衛星（ロシア）が利用できる規定となっていました。準天頂衛星について、位置精度及び利用の有効性が確認できたことから、GPS衛星を補完する衛星として利用できるようになりました。

#### 2 空中写真撮影作業の標準化

ほとんどの空中写真の撮影作業実施時にGNSS/IMU装置を用いていることが確認できたため、GNSS/IMU装置を用いた撮影及び外部標定要素を用いた調整計算を標準とした。

#### 3 図化作業の標準化

数値地形図作成の図化作業において、図化機の使用状況を作業機関に確認したところ、ほとんどの作業機関で「解析図化機」及び「座標読取装置付アナログ図化機」は使用されていないことが確認できたため、図化作業について「デジタルステレオ図化機」の使用を標準とした。

#### 4 航空レーザ測量における情報レベル500での数値地形モデル作成を規定

準則では航空レーザ測量において、地図情報レベル1000、2500、5000レベルでの数値地形モデル作成について規定をしていたが、近年、地図情報レベル1000より詳細な数値地形モデル作成実態の増加から、新たに地図情報レベル500での作成を規定しました。